

審 査 基 準

平成 21 年 4 月 1 日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律

根 抱 条 項：第 4 条第 1 項

処 分 の 概 要：自動車の保管場所証明

原権者（委任先）：警察署長

法 令 の 定 め：

自動車の保管場所の確保等に関する法律第 3 条（保管場所の確保）

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第 1 条（保管場所の要件）、第 2 条（保管場所の確保を証する書面等）

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 1 条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）、第 2 条（保管場所の確保を証する通知の申請の手續等）

審 査 基 準：

標準処理期間：7 日。ただし、行政庁の休日は含まない。

申 請 先：

申請書は、保管場所の位置を管轄する警察署の交通課（係）窓口に提出してください。

問い合わせ先：各警察署交通課（係）

備 考：

審 査 基 準

平成 21 年 4 月 1 日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律

根 抱 条 項：第 6 条第 1 項

処 分 の 概 要：保管場所標章の交付

原権者（委任先）：警察署長

法 令 の 定 め：

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 4 条及び第 5 条（保管場所標章の交付の手続）

審 査 基 準：

標準処理期間：

第 4 条第 1 項の政令で定める書面を交付したとき又は同項ただし書の政令で定める通知を行ったときについては、7 日。ただし、行政庁の休日は含まない。

第 5 条の規定による届出を受理したときについては、1 日。

申 請 先：

申請書は、保管場所の位置を管轄する警察署の交通課（係）窓口に提出してください。

問い合わせ先：各警察署交通課（係）

備 考：